

令和6年度 第1回 東三河南部構想区域 地域医療構想推進委員会 議事録

<概要>

開催日時

令和6年9月12日（木） 午後2時から午後3時10分まで

開催場所

豊川商工会議所 2階 ホール

出席者

出席者名簿のとおり

傍聴者

4名

<議事内容>

（豊川保健所総務企画課 村田課長補佐）

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度 第1回 東三河南部構想区域 地域医療構想推進委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。

私は豊川保健所総務企画課 村田と申します。

事務局として、本日の議事が始まるまでの間、進行役を務めさせていただきます。

開会にあたり、愛知県豊川保健所長の宇佐美からご挨拶を申し上げます。

（豊川保健所 宇佐美所長）

愛知県豊川保健所長の宇佐美です。

本日は御多忙にもかかわらず「令和6年度 第1回 東三河南部構想区域 地域医療構想推進委員会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃は、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解・御協力をいただき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の会議では、議題事項が5つ、報告事項は2つあります。

議題としては、例年同様に病床整備に関するもののほか、昨年度も議題とした「救急医療について」を継続して取り上げています。

今回は昨年度以上に具体的な議論を展開できるよう、各市の消防本部にも御協力いただき、オブザーバーとして、本会議に出席いただきました。

また、直近の状況を可視化できるよう、昨年度の会議でお渡しした資料を令和5年度の情報に更新しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を除外しきることが難しいですが、東三河構想区域における救急医療の実状を把握できることと思いますので、忌憚のない意見をいただけると幸いです。

併せて、当医療圏から選出した構成員と東三河北部医療圏の間で協議を行った「東三河医療圏合同会議」の議事内容について、報告も行います。

本日は限られた時間ではありますが、東三河南部構想区域の課題を解決するため、皆様の知恵を拝借したいと考えています。

実りある会議とするため、活発な意見交換いただけることをお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

本日の出席者のご紹介は、時間の都合により、お配りしております「出席者名簿」及び「配席図」をもってご紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

当委員会の委員は29名で、委員からの委任を受けた3名を含め、25名に御出席いただいております。

委員の過半数である15名を上回っておりますので、本日の委員会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は田原市医師会 河合様、積善病院長 橋本様、豊橋市福祉部長 本田様、豊橋市保健所 健康部長兼保健所長 撫井様が所用のため、欠席されております。

また、所長からも紹介したとおり、本日はオブザーバーとして、各市消防本部にもご参加いただきました。

本日の委員会には傍聴者が4名いらっしゃいますので、併せてご報告いたします。

続きまして、配布資料の御確認をお願いいたします。

事前に送付しました会議資料については、次第の一覧から御確認ください。もし不備がございましたら、お申し出ください。

続きまして、委員長を選出をお願いしたいと思います。

当委員会は「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」に則り、開催しており

ます。

同開催要領第3条第3項の規定により、委員長は、委員の互選でお決めいただくことになっております。

僭越ではございますが、事務局案として、豊橋市医師会長の福井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし。」の声が挙がる。)

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

ありがとうございます。

それでは、委員長は福井委員にお願いしたいと存じます。

以後の議事の進行につきましては、委員長にお願いします。

(福井委員長)

ただ今、皆様のご推挙により委員長に選出されました福井でございます。

当委員会は終了予定を午後3時としておりますので、御意見については、簡潔にお願いします。

円滑な委員会運営にご協力いただくことにより、短時間かつ有意義な委員会となりますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

それでは、議題に入る前に当委員会における公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明してください。

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

当委員会は、開催要領第6条第1項により原則公開となっております。

しかし、

議題(1)「病床機能変更について」

議題(2)「病床再編(病床数の見直し)工事に伴う結核病床の受入れ停止について」

議題(3)「病床の一部休床について」

議題(4)「特定労務管理対象医療機関の指定について」

は法人等に関する情報であり、現段階では公開しないことが合理的であるとの判断によりまして、非公開議事にしたいと思っております。

また、本日の委員会での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することとしております。

掲載前に事務局から発言者ご本人に発言内容の確認と、発言者氏名の掲載の同意を確認しますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

(福井委員長)

よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし。」の声が挙がる。)

(福井委員長)

それでは、これから非公開議事に入りますので、傍聴人及び随行者は御退室ください。

(傍聴人及び随行者が退室する。)

※議題(1)から議題(4)まで非公開議事

(傍聴者及び随行者が入室する。)

(福井委員長)

それでは、議題5に移りたいと思います。

議題5「救急医療について」、事務局から説明をお願いいたします。

(豊川保健所総務企画課 浅井技師)

事務局の浅井です、着座にて失礼いたします。

本題に入る前に保健所の取り組みについて説明させていただきます。

資料5-1を鈴木から説明させていただきます。

(豊川保健所総務企画課 鈴木課長補佐)

資料5-1を御覧ください。

令和6年1月に開催された「令和5年度 第3回 東三河南部構想区域 地域医療構想推進委員会」にて、救急医療に関する協議していた際、委員から「適正受診に関する啓蒙活動を行政側から行ってほしい。」という内容の意見が挙がりました。

その意見について、令和6年5月に開催された「令和6年度 第1回 東三河平坦部 広域救急医療対策 連絡協議会」にて共有し、構想区域内の4市の担当者とともに啓蒙活動の内容について、協議を行いました。

協議の結果、(1) から (3) の方針を定め、各市を主体として啓蒙活動を実施していただく方針を定めました。

なお、保健所から各市に送付した原稿の内容については、資料に記載したとおりです。

以上で、資料 5-1 に関する説明を終わります。

(豊川保健所総務企画課 浅井技師)

それでは、本題に入ります。

資料 5-2 について説明させていただきます。

事前に配布している参考資料 2 も、併せてお手元に御用意ください。

本日の会議には、今年度からの構成員として出席されている委員やオブザーバーとして参加いただいている各市消防の方もいらっしゃるため、まず、資料 5 及び参考資料 2 の概要から説明させていただきます。

資料 5 及び参考資料 2 は、毎年、医務課が実施している「救急医療及び周産期医療に係る実態調査」の回答結果を基に作成した資料です。

参考資料 2 は令和 4 年度の当医療圏の状況をまとめた資料で、昨年度の会議で救急医療について議題として挙げた際、使用したものです。

そして、今回の会議にあたり、データを最新の内容に更新するとともに、新城保健所からの情報提供も得、北部医療圏からの流入状況についてもまとめたものが資料 5 になります。

それでは、内容の説明に入ります。

資料 5-2 の 1 ページ目は、令和 5 年度に各市の消防が、どの程度の症状の患者をどの病院に搬送したかを示した表です。

この表を右側まで見ていただくと、総数の内、自市内でどの程度の患者を受け入れることができたのかがわかる「自市受け入れ率」がわかる他、東三河北部医療圏から当医療圏への流入状況も参考として記載しています。

また、資料 5-2 を作成した際、参考資料 2 の内容と比較してわかったことを【総評】としてまとめました。

まず、搬送総数は令和 4 年度の 28,976 人から 30,686 人に増加しています。症状別で見ると、「重症」が 1,799 人から 984 人に減少している一方で、「軽症」及び「中等症」は 1,000 人程度増加していました。

続いて、自市内受入率に着目すると、令和 4 年度と比較して各市 5% 程度の増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向で経過していました。一方で、豊川市内に

における「重症」の受け入れ率に着目すると、85.19%から73.54%に低下していました。

最後に新城消防本部の搬送数に着目すると「中等症」を半数以上、「重症」を約4割、東三河南部医療圏で受け入れていたことがわかりました。

次に2ページ目を御覧ください。

この項は、1ページ目の搬送数を割合にしたもので、搬送病院別や傷病別を表にしています。また、この表においても、東三河北部医療圏からの流入状況を記載しました。

まず、上方の図である「搬送病院別割合」を御覧ください。

全体の24.8%を豊橋市民病院が、24.7%を豊川市民病院が受け入れており、東三河南部消防本部合計の救急搬送の半数を受け入れており、令和4年度と同様の傾向がうかがえました。

一方で、令和4年度は豊橋市民病院の「重症」の受け入れ割合が54.6%と突出していましたが、令和5年度は36.6%に低下しています。

この要因としては、令和4年度と比較して「重症」が分散されている点が考えられ、特に豊橋市内で「重症」が分散されている傾向がありました。

新城市消防本部の搬送総数について着目すると、地理的理由からか、豊川市民病院が当医療圏に流入する患者の約3割を受け入れており、「中等症」のみに着目すると約4割を受け入れていました。

ただし、「重症」に着目すると分散する傾向が見られ ①豊川市民病院（16.4%） ②豊橋市民病院（11.9%） ③豊橋ハートセンター（8.2%）の3病院に散っていました。

「重症」が分散する要因としては、東三河北部医療圏で対応が困難な循環器疾患や脳卒中等を発症した患者が、当医療圏の救命救急センターや循環器系疾患の専門病院に搬送されているためと考えられます。

続いて「傷病別割合」を見てみると、令和4年度と比べ、すべての病院で「重症」の受け入れ割合が低下していました。

また、北部医療圏からの「重症」受け入れに限定してみると、豊橋ハートセンター（28.6%）と豊橋市民病院（20.0%）は他の病院と比較して、重症患者の受け入れ割合が高いことがわかりました。

これは、先程も触れたとおり、東三河北部医療圏において特に対応が困難な患者を受け入れているためと推測されます。

なお、東三河北部医療圏からの流入状況については、報告事項（１）「東三河医療圏合同会議」で改めて説明させていただくため、説明を割愛させていただきます。

次に３ページを御覧ください。

このページは救急患者の時間外のウォークインの件数を表にしています。令和４年度と比較してみると、時間外ウォークイン実績が６３，８１４人から７６，１９５人に増加していました。

中でも、特に豊橋市及び豊川市の休日夜間急病診療所の受け入れ実績の受け入れ件数の増加が顕著で、昨年度と比較して倍増しています。

この要因について、保健所から担当者に確認したところ「新型コロナウイルス感染症の流行以前の受け入れ実績に戻りつつある。」との回答がありました。

次に４ページを御覧ください。

このページでは、これまで説明してきた救急搬送数やウォークイン受け入れ数を一覧にし、表とグラフを作成しました。

お時間がある際に御確認ください。

以上で、事務局からの説明を終わります。

（福井委員長）

ただいま事務局から適正受診に関する啓蒙活動や救急搬送件数、ウォークイン件数等に関する説明がありました。

まずは救急搬送の実績の資料について、皆様の意見を御訊きしたいと思しますので、オブザーバーとして参加されている各市消防本部から発言をいただきたいと思っております。

豊橋市消防本部から名簿順に補足や感想等いただきたいと思っておりますので、お願いします。

（豊橋市消防本部 牛田氏）

豊橋市消防本部消防 消防救急課長の牛田と申します。

日頃より消防救急行政に御理解御協力いただき、大変感謝申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

本市、豊橋市においての救急搬送は、救急事案自体は年間１８，０００件で、不搬送の方もその中におり、約１５，０００件強の救急搬送をしております。

搬送医療機関の概ねの内訳としましては、50%ぐらいは豊橋市民病院で受け入れていただいている、2次医療機関が40%程度、あとはその他の診療所等に搬送しています。

その医療機関への搬送率の推移としましては、例えば、豊橋市民病院を見ますと、令和4年度は50%、5年度は45%、6年度現在は40%ということで、豊橋市民病院への搬送率自体もだんだん低下している傾向にあります。

加えて、2次医療機関の収容割合が少しずつ、豊橋市民病院の分をカバーしていただいている状況であります。

一方で、傷病程度別の患者搬送割合についても同様に、豊橋市民病院に軽症患者群を搬送する割合が令和4年度では多かったものの、年々、分散しています。

重症は豊橋市民病院が多いですが、軽症はその他の病院に振り分けている傾向にあります。

以上でございます。

(豊川市消防本部 永井氏)

豊川市消防署本署の永井です、着座で述べさせていただきます。

令和5年の出動件数は、9,436件ありました。

この件数は、過去最大であります。

今年においても、この数字に近い出動件数になるんじゃないかと考えております。

この9,000件を超える救急搬送のうち、8割近くを豊川市民病院で受け入れてもらっています。

救急隊も1次、2次、3次と搬送の選別を努力しているところですが、豊川市民病院がかりつけという方が多くいらっしゃいます。

そういった事情もあり、豊川市民病院の御協力をいただいています。

以上です。

(蒲郡市消防本部 広浜氏)

蒲郡市消防署西部出張所の広浜と申します。

この場をお借りしまして、先月末に蒲郡市内で起こりました土砂災害において、関係機関の皆様には、昼夜を問わず御協力をいただきまして、当消防本部としまして、厚く御礼申し上げます。

救急件数については、着座にてお話させていただきます。

蒲郡市の救急件数についても、ここ2年、令和4年及び令和5年とも4,000件を少し超える形で増加していきまして、今年度につきましても、それを少し上回るペースで、現在、出動している状況です。

市内の医療機関、蒲郡市民病院への搬送につきましては、コロナのときに少しパーセンテージが少し下がりますが、例年、9割を蒲郡市民病院で収容していただいております。残りの1割につきましては、東三河の2次病院、そして、3次病院に搬送しています。

また、蒲郡市の地域柄、西三河に近いところもありますので、西三河の2次及び3次病院にも搬送しているという形で、毎年、推移している状況です。

以上です。

(田原市消防本部 小久保氏)

田原市の久保と申します。

よろしく申し上げます。

着座にてご説明いたします。

田原市の件数、令和5年度は過去最高の件数となっております。

田原市におきましては、半島唯一の渥美病院で、約8割の傷病者を受け入れていただいておりますが、その他、渥美病院で受け入れていただけない3次医療やかかりつけ、夜間の小児、脳神経外科は市外の病院、例えば豊橋市民病院やハートセンター等で受け入れていただいている状況です。

以上でございます。

(福井委員長)

ありがとうございました。

消防の方から報告がありましたが、続きまして、構成員の皆様からも意見をお聞きしたいと思います。

事務局の説明や消防からの意見等について、質問や御意見があれば、よろしく申し上げます。

(豊川市民病院 佐野委員)

資料5-1について、確認させていただきたいと思います。

豊川保健所から各市に原案を送付いただいたということですが、その案は今後、どのような進捗を経ていくのでしょうか。

たとえば、院内で提示したり、通院や入院している患者さんたちに周知するために活用していきたいと考えています。

行政の協議は複数に跨るため難しいとは思いますが、できるだけ早急に啓蒙活動を始めることで、効果が現れていくと思います。

現状で結構ですので、豊川保健所が持っているタイムスケジュールや、「このぐらいの時期にはこれが活用できるようになる。」というような予測を教えてくださいたいです。

(豊川保健所総務企画課 越山次長)

ありがとうございます。

まず、病院内で活用していただく件については、今年5月に行われました東三河平坦部 広域救急医療対策協議会では「各市と管内の病院で相談しながら、活用していただく。」という認識で、説明させていただきました。

各市の方に活用方法をお任せしていますので、どのように活用するのか、各市の担当者と御相談ください。

また、昨年度、佐野先生からは「行政からも受診に関するお願いをしていると、きちんと表現することが重要ではないか。」と意見があったと思います。

そのため、愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市というこの地域の自治体からのお願いとしています。

(豊川市民病院 佐野委員)

ありがとうございました。

それでは、保健センターに確認すれば、こういった資料がもらえる認識でよろしいですか。

(豊川保健所総務企画課 越山次長)

そのように考えております。

(福井委員長)

他にどなたかございますか。

(全国健康保険協会 北野委員)

資料5-1の現行案に関してなのですが、私ども協会けんぽとしても、加入者の皆様に対して、資料5-1の内容と同じ内容のものを広報誌やインターネット等を通じ、日々、御案内しています。

そこで質問なのですが、#8000や愛知県としてホームページ等で案内している内容を追加する予定はないのでしょうか。

(豊川保健所総務企画課 越山次長)

昨年度の当委員会で話題となった点は「救命センターなり、2次救急の医療機関に、軽症者がウォークインで来ているという現状を市民の方々にどういう風に広報するのか。」ということだったと思います。

そのため、ひとつの案として「行政側からのお願い」を各医療機関と協力するかたちで、考えさせていただきました。

#8000については、県庁でも周知を行っています。

ただ、小児に関しても課題があると思いますので、次回の東三河平坦部 広域救急医療対策協議会で各市の方と議論し、どんな活用ができるのか、考えてみようと思います。

ただ、現時点で#8000を盛り込むかについては豊川保健所が決めることではないため、各市の方と話し合っただけだと思います。

(全国健康保険協会 北野委員)

以前の会議で、先生方の働き方改革等もあり、医師の派遣等も含めて、大変な状況であるとお話を伺ったものですから。

そもそも、受診すべきでないような軽症の方が、#8000を活用していただければと思い、発言させていただきました。

以上です。

(福井委員長)

他にどなたか御意見ありませんか。

意見がないようですので、これで議題を終了いたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項(1)「令和6年度 第1回 東三河医療圏合同会議の議事内容について」、事務局から説明をお願いします。

(豊川保健所総務企画課 浅井技師)

事務局の浅井です、着座にて失礼いたします。

「令和6年度 東三河医療圏合同会議について」報告させていただきます。

皆様も御存じのとおり、当該会議は、昨年度、東三河北部医療圏及び東三河南部医療圏の医療連携について協議することを目的に設立されました。

今年度は2度開催される予定で、先日、8月8日に第1回の会議が開催されました。

今年度の主な議題としては、両医療圏における喫緊の課題である「救急医療対策」について協議を行う方針となっています。

併せて、今年度から議題に応じて構成員を選定させていただく方針となったため、両医療圏の救急医療対策に関係の深い委員に御出席いただき、東三河医療圏の課題について議論を行いました。

第1回の会議では、主に以下の3点が明らかになりました。

まず、「東三河北部医療圏から患者が流入してくる要因」です。

皆様も御存じのことかと存じますが、東三河北部医療圏内は人口減少に伴い、医療従事者も減少しています。

そのため、脳卒中や心筋梗塞、重度熱傷等の疾患については対応が難しく、相当数の患者が当医療圏に流入していることが明らかになりました。

続いて、「東三河北部医療圏から流入してきた患者がもたらす影響」についてです。

会議にあたり、新城消防や各市民病院の協力を得たことで、新型コロナウイルス感染症が5類感染症として扱われるようになった令和5年6月1日からの1年間に新城消防が新城市民病院、豊橋市民病院、豊川市民病院に救急搬送して入院した患者の数が明らかになりました。

結果、本日の議題としても取り上げたとおり、豊川市民病院への搬送数が多いことに加え、救急搬送され入院した患者112名の内、約4割の患者が豊川市内の病院に転院していたことがわかりました。

そのため、このことが豊川市民病院における空床の確保、ひいては、救急患者の受け入れに影響を及ぼす要因となっていることが示唆されました。

最後に転院調整における課題についてです。

東三河北部医療圏側の構成員の発言により、東三河北部医療圏の回復期病床には一定の空床が存在し、急性期を脱した患者の受け入れが可能であることが明らかになりました。

一方で、東三河北部医療圏から流入してきた患者が東三河南部医療圏域に留まる要因として「急性期を脱した患者の受け入れ調整機能の脆弱さ」「東三河南部医療圏域で生活する家族の希望」等の要因が浮かび上がりました。

第2回の会議については、令和6年12月を予定しています。

なお、第2回の議題については、今回の議事内容を基に医療計画課及び新城保健所とともに検討しているため、未定です。

日程及び議題が決まり次第、第2回の構成員として選定させていただいた委員の方に対し、改めて連絡させていただきます。

また、第1回の詳細については、医療計画課のホームページに議事概要が掲載されているため、ぜひ御参照ください。

報告は以上です。

(福井委員長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

意見がないようですので、続きまして報告事項(2)「愛知県外来医療計画に関わる医療機器の共同利用について」、事務局から報告をお願いいたします。

(豊川保健所総務企画課 浅井技師)

事務局の浅井です、着座にて失礼いたします。

資料7をご覧ください。

本取り扱いについては、当構想区域では令和4年度第1回 東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会にて事業説明を行い、事業を開始しました。

令和6年1月1日から8月31日までに4医療機関からの共同利用計画の提出がありました。

詳細については、資料を御参照ください。

説明は以上です。

(福井委員長)

特に、よろしいですかね。

以上で報告事項を終了いたします。

最後にその他「医師の働き方改革について」、事務局から説明をお願いいたします。

(豊川保健所総務企画課 鈴木課長補佐)

事務局の鈴木と申します、着座にて失礼いたします。

資料8をご覧ください。

こちらは豊川保健所管内の医師会、病院管理者の方を対象として、説明させていただきます。

医師の働き方改革において、医療法の一部改正により、令和6年4月1日より病院又は診療所の管理者は勤務する医師の健康状況を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないとされました。

立入検査の対象は、病院、診療所及び介護老人保健施設、介護医療院であり、一人医師診療所は対象外となります。

なお、歯科医師、獣医師は働き方改革の対象外となっております。

今後の医療監視では管理者が講ずべき措置がなされているかどうか、確認していくこととなりますので通知の内容についてご承知していただくと共に、厚生労働省が作成した医療機関向け解説スライドを添付しましたので、各会員の皆様と情報共有をしていただくようよろしくお願いいたします。

会議終了後、当保健所から今回の依頼文を各医師会長及び各病院長あてに修正し、メールで送付いたしますので、会員の医療機関等に周知のご協力をお願いいたします。

以上で「医師の働き方改革について」説明を終わります。

(福井委員長)

なにか御意見ありませんか。

(豊川保健所総務企画課 浅井技師)

申し訳ありません、事務局の浅井です。

先程説明させていただいた資料6について、1点、訂正をさせていただきたい点があります。

「3 第1回の主な議事内容」の「(3) 転院調整における課題」の中で、「東三河南部医療圏から流入してきた患者が東三河南部医療圏に」という文章になってしまっていますが、こちらは誤植です。

前者は北部医療圏になりますので、申し訳ありませんが、訂正の程、よろしく願いいたします。

(福井委員長)

ありがとうございました、下から4行目の文章ですね。

その他、なにか御意見はないでしょうか。

以上をもちまして、次第に記載があります議事はすべて終了いたしました。

今後も当構想区域の地域医療構想を推進するため、皆様方と一層の連携を深めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

また、皆様の御協力により会議が円滑に進みましたことを厚くお礼申し上げます。

それでは、進行を事務局に戻します。

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

ご案内のお時間より時間が超過しまして、申し訳ありませんでした。

これをもちまして、本日の「令和6年度 第1回 東三河南部構想区域 地域医療構想 推進委員会」は、閉会させていただきます。

東三河南部圏域 保健医療福祉 推進会議に御出席される予定の委員については、10分間後に会議を開始したいと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

この会議のみに出席される方については、これで終了になりますので、お気をつけてお帰りください。